

運用指針

第2条①-イ

地権者、関係機関などへの提案及び協議

側道計画の見直しによるボックスカルバートの廃止

アツギミナミ イセハラキタ
(新東名高速道路 厚木南IC～伊勢原北IC)

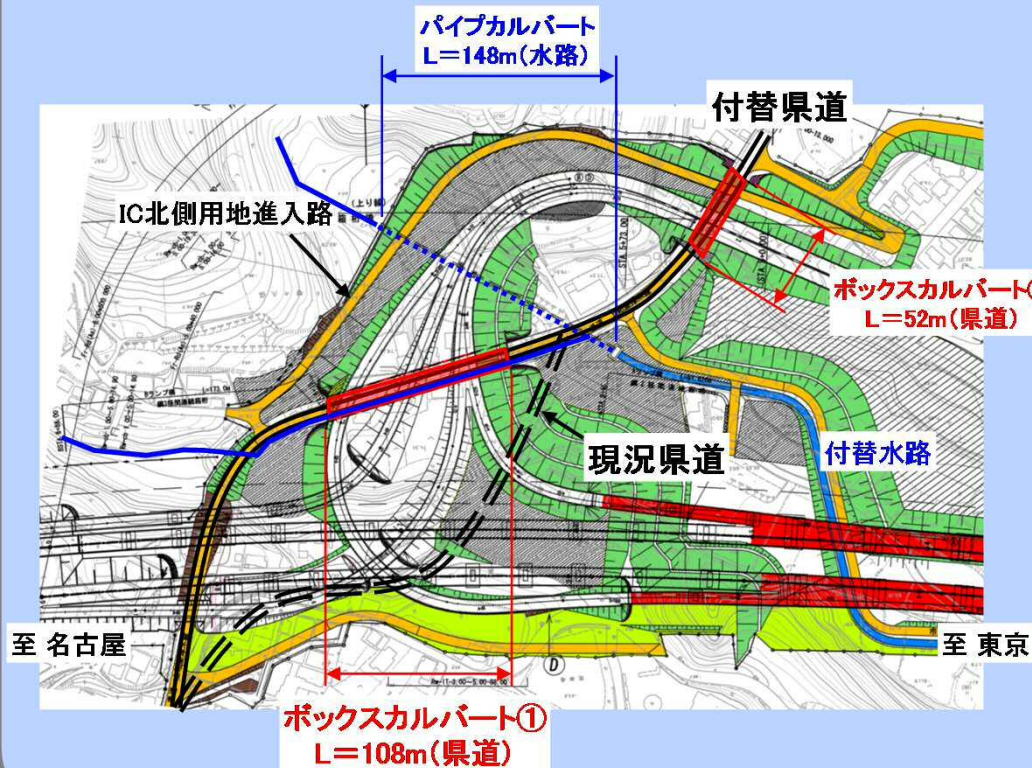
新東名高速道路 厚木南IC～伊勢原北ICの路線概要



- ・新東名高速道路は、東京と名古屋を結ぶ延長約330kmの高規格幹線道路。
- ・わが国の大動脈である東名高速道路の抜本的な混雑解消や、ダブルネットワーク化による信頼性の向上、3大都市圏の連携強化として機能し、社会・経済活動の発展などに寄与する路線。
- ・厚木南IC～伊勢原北IC(約6.7km)はH30年度開通に向けて全線において工事を実施中。

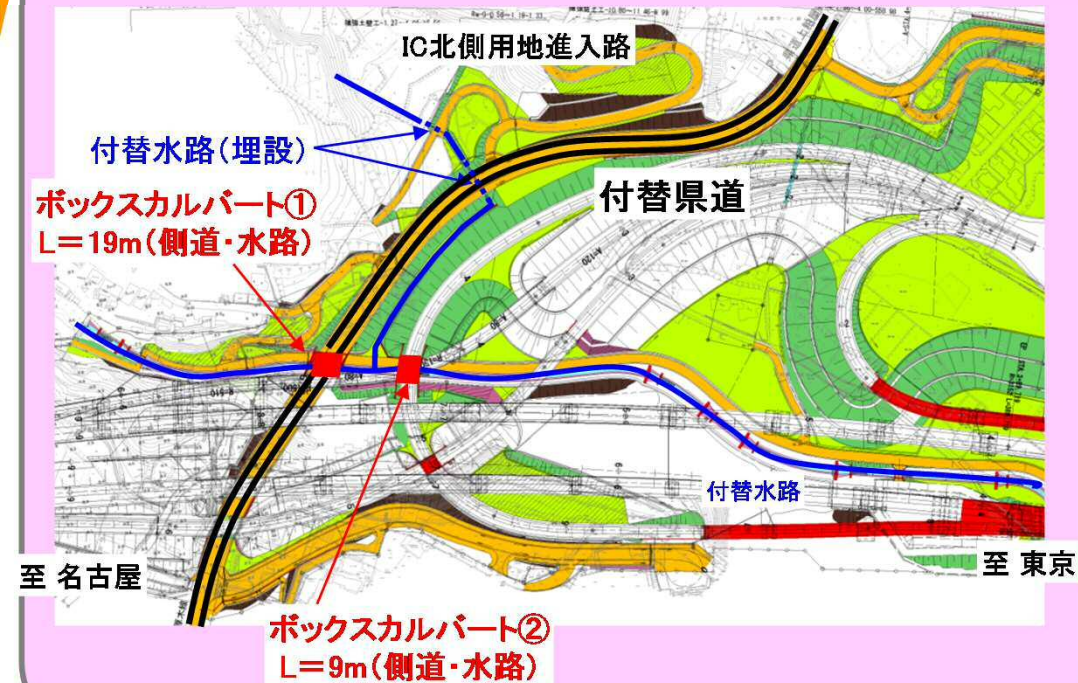
当初計画

- ・通学路である県道については、現況悪化は認めないとの意見を受けて、県道の最急縦断勾配に現道と同程度の6%を確保し、100mを超える長大ボックスカルバートを計画



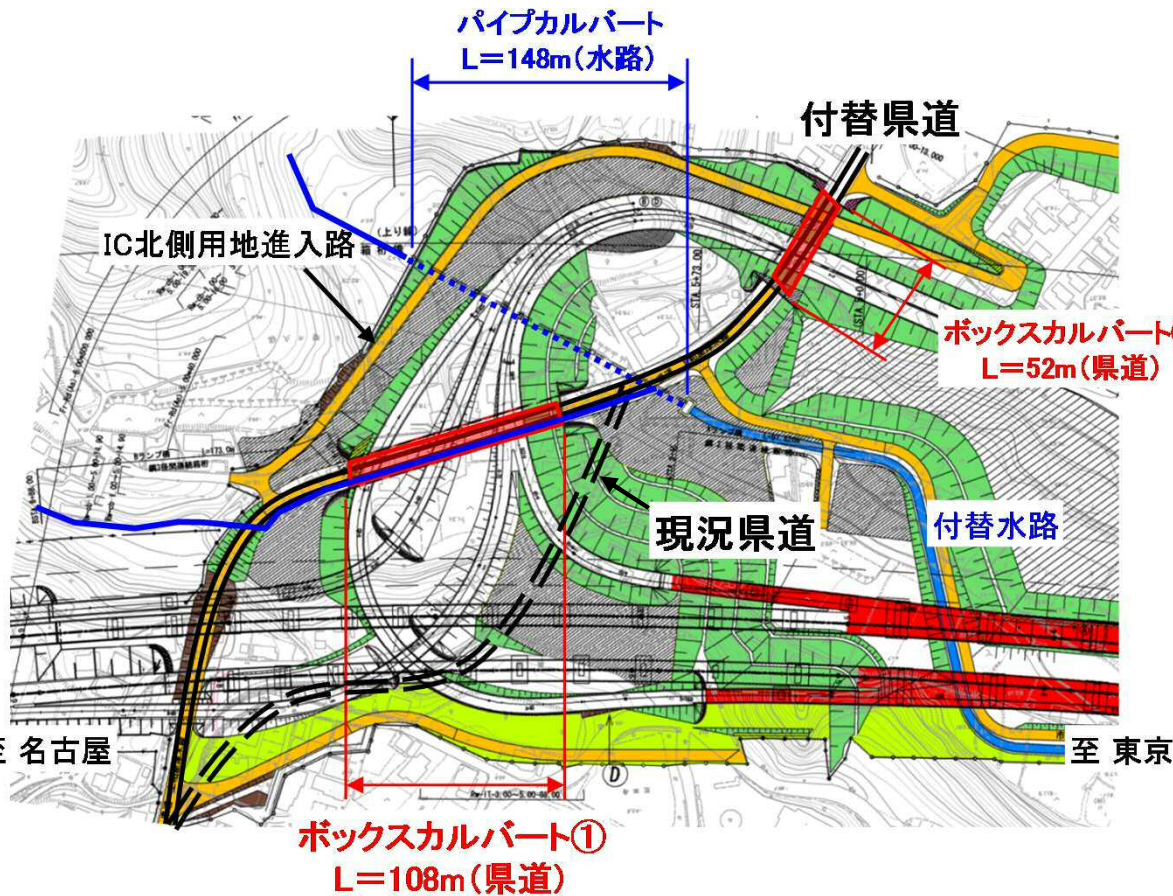
経営努力による変更

- ・コスト縮減のため、長大ボックスカルバートの廃止を検討し、地元協議(全10回)、行政協議(全16回)を実施
- ・変更計画に対し関係者の合意が得られ、コスト縮減を実現

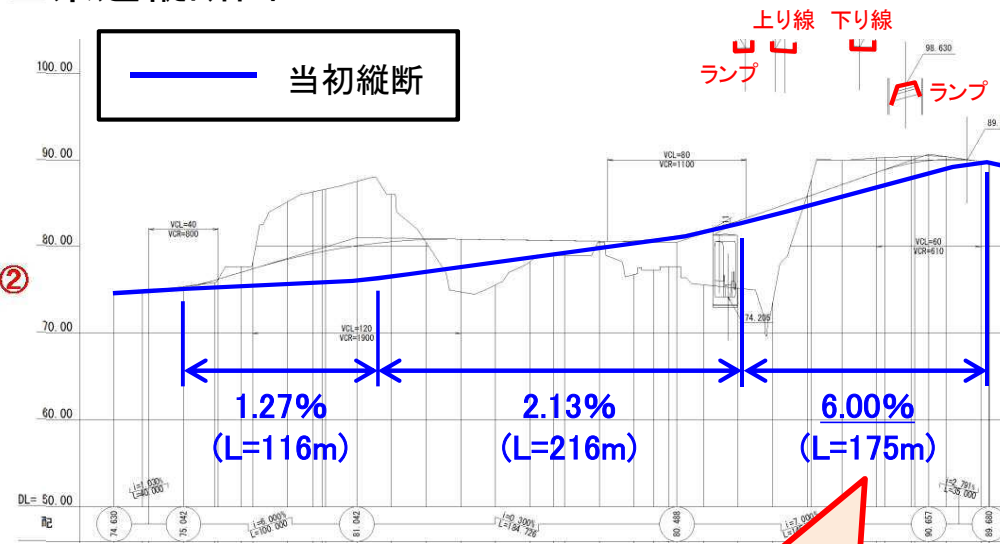


当初計画

- ・通学路である**県道**については、**現況悪化を認めない**との地元要望を受け、**付替え前の縦断勾配と同程度となるよう最急縦断勾配を6%として付替県道を計画**
- ・付替え後の**県道**を**コントロールポイント**として、**ICのランプ形状を決定**
- ・IC北側用地へ進入するための付替道路としてIC外側に側道を計画
- ・下記の付替道水路計画にて**平成17年9月までに地元住民及び関係行政と協議が完了**



■ 県道縦断図



※地形は変更後の県道縦断図を参考表示

現況縦断と同等の6.0%で当初計画

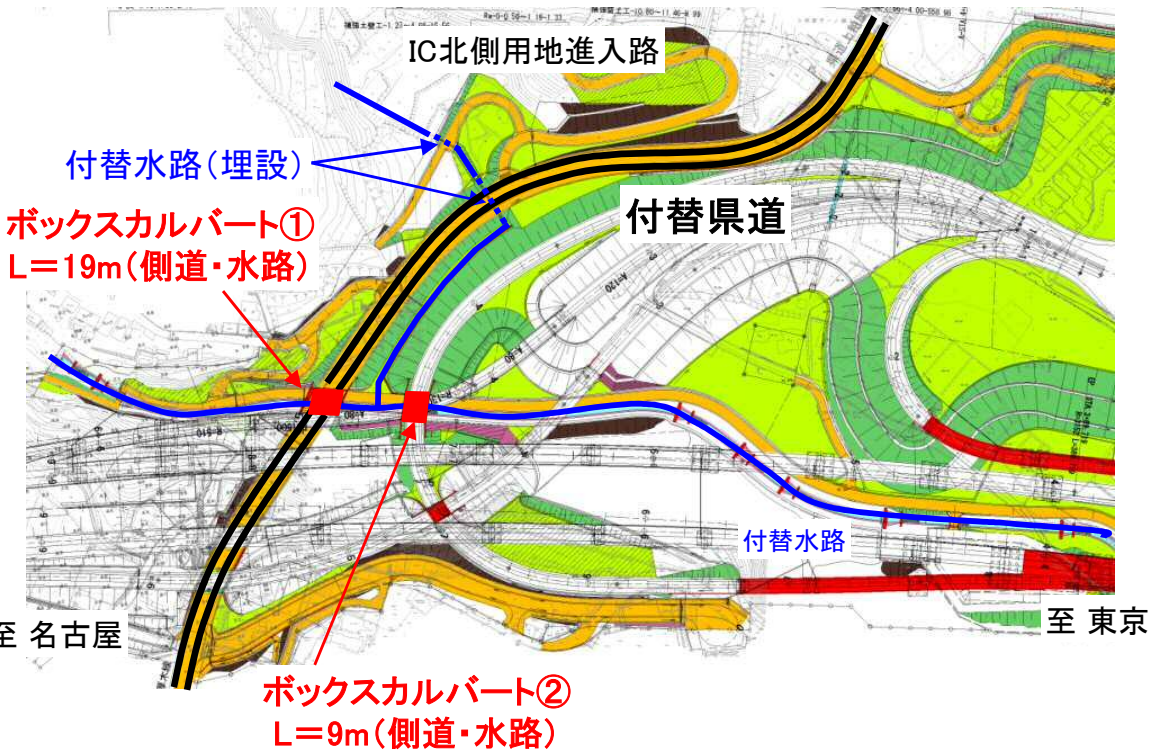
変更計画

コスト縮減のため県道上に計画された延長100mを超える長大ボックスカルバートの廃止を検討

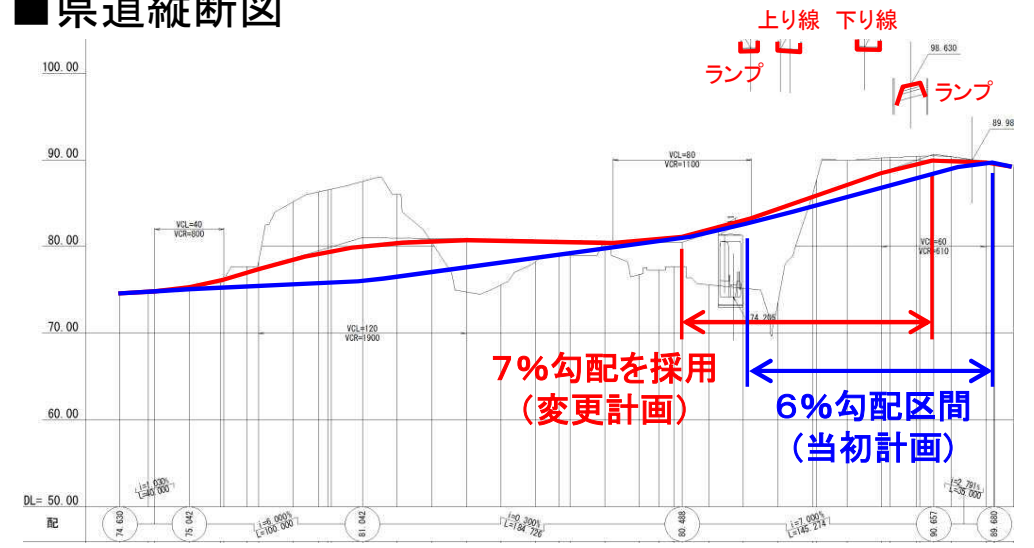
- 安全上も有利となることに着目し、長大ボックスカルバートを廃止するため、県道の縦断勾配に7%（第3種第3級（設計速度40km/h）の最急縦断勾配）を適用し、IC外側に付け替える計画を立案（付替県道の見直しによりICランプ形状も変更）
- IC北側用地への進入路として大部分は県道を利用できるようにするなど当該地域全体の利便性を高めた付替道路計画を立案
- 埋設される付替水路が最短となるよう付替水路計画を立案

IC北側用地進入路 → 平面曲線半径にR=15m、縦断勾配に9~18%を採用

県道 → 縦断勾配に7%を採用



県道縦断図



変更計画における取組み

■ 地元との協議に関する取組み(計10回)

- ・ 県道の縦断線形や側道の平面線形が厳しくなるため、**利便性低下を懸念する声も一部で出されたが、通学路である県道の防犯上の優位性や周辺地権者の利便性が向上**することを繰り返し協議
- ・ **フォトモンタージュや模型などを用いてわかりやすく丁寧に説明し、了解を得る**
- ・ IC北側用地を所有する地権者に対して、すべり抵抗を高めた舗装の採用や各種安全対策の実施などを提案し、**乗り入れに支障が生じないことを個別に説明**



■ 行政機関との協議に関する取組み(計16回)

- ・ 付替道路の一部の線形が厳しくなることから計画変更¹に難色を示されるが、**ボックスカルバートや埋設水路の延長が短くなり、維持管理上の優位性が向上**することを繰り返し協議

【経緯】

年月	経緯(設計・現場作業等)	協定・設計
平成13年2月	当初計画での地元設計協議完了(全3地区)	
平成17年9月	行政との設計協議完了	
平成18年3月		協定締結(会社・機構)
平成22年8月～	付替道路計画の見直し検討	
平成25年2月～平成27年6月	付替道路計画の見直し協議(地元10回、神奈川県7回、伊勢原市9回)	
平成27年6月	変更計画に関する設計協議完了	

道路管理者及び地元と協議を行い、付替道路計画を見直し、ボックスカルバートなどを廃止したことは、**会社の主体的な提案及び協議**によるものである

運用指針第2条第1項第1号イに該当

《申請された会社の経営努力》

地元、関係機関と協議し、付替道路の計画を見直すことによりボックスカルバートなどの施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議